

令和 8 年

新 城 市 教 育 委 員 会

2 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

令和8年2月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 2月19日(木) 午後2時30分から午後4時5分まで

2 場 所 新城市市役所本庁舎 4階 会議室4-2、4-3

3 出席委員

安形博教育長 伊藤雅朗教育長職務代理者 夏目みゆき教育委員
青山芳子教育委員 鈴木志保教育委員 夏目真治教育委員

4 説明のため出席した職員

原田教育部長	大藏教育総務課長	菅野学校給食課長
安井学校教育課長	河口生涯共育課長	中村生涯共育課参事
湯浅生涯共育課参事	浅井生涯共育課参事	

5 書 記

上野教育総務課総務係長

6 議事日程

開 会

日程第1

(1) 令和7年12月開催定例会の会議録について

日程第2

(1) 教育長報告

日程第3

(1) 議案

議案第1号 新城市給食センター運営委員会の委員の委嘱及び任命について(学校給食課)

日程第4

(1) 協議事項

ア 熱中症特別対策について

イ 県立附属中学校通学者に対する就学援助制度の適用について(教育総務課)

日程第4

(1) 報告事項

ア 教育委員会関係会議の年間計画について(教育総務課)

イ 新城図書館(ふるさと情報館)開館時間・休館日にかかる検討について
(生涯共育課)

ウ 行事・出来事(2月、3月)について

閉 会

○職務代理者

定刻までにお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまから令和8年2月の新城市教育委員会定例会議を始めます。

日程第1 (1) 令和7年12月開催定例会の会議録について

○職務代理者

それでは、日程第1、令和7年の12月開催会議録について。会議録の内容につきましてご質問などがありましたらお願いいたします。よろしいですか。

ないようでしたら、会議録について承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理者

全員挙手ですので、会議録については承認といたします。

日程第2 (1) 教育長報告

○職務代理者

日程の第2、教育長報告。

それでは、教育長、お願いいたします。

今日はうれしい報告をさせていただきます。鳳来寺山自然科学博物館に学芸員として勤務されている天本匡宥さん。彼が筆頭執筆者になった研究論文が世界的な学術誌に掲載されたというニュースです。テーマは苔で、苔の中でも私は全く名前知りませんでしたが、アイバゴケ、トゲアイバゴケ、その二つについてです。

今までその二つの分類が曖昧だったんですが、彼が研究に研究を重ねて、アイバゴケとトゲアイバゴケというのは別物である、そして、日本に分布するのはアイバゴケのみで、トゲアイバゴケは分布しない、ということが分かったということです。彼が教育長室に持ってきたときには数十枚の英語の論文だったので、それを小学校6年生でも分かるようなものにしてほしいと言ったら、彼がこの1枚の紙にまとめてくださいました。またこちらをよくお読みいただき、そんなすばらしい研究をされている職員が、この新城市教育委員会にいらっしゃることをご認識ください。私は今までずっと天本さんと呼んでいましたが、最近ではドクター天本と、というか天本博士と呼んでいます。校長会等でも伝えて、子どもにも還元されるように今しているところです。以上です。

○職務代理者

今の教育長報告についてご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

日程第3 (1) 議案

○職務代理者

それでは、日程第3、議案に移ります。

それでは第1号議案、新城市給食センターの運営委員会の委嘱及び任命につきまして、学校給食課から説明をお願いします。

○学校給食課

お願いします。

新城市給食センター運営委員会の委員の委嘱及び任命について審議をお願いします。

令和6年9月1日に施行しました新城市給食センターの設置及び管理に関する条例において、センターの運営に関する事項を審議するため第6条において運営委員会を設置すると規定しております。この運営委員会の開催に係る必要事項を令和7年2月1日に定めた規則で整理してございます。

本日の議案では、現在センター運営委員会として開催して、委員をお願いしております、こちらの5名の方の再任をお諮りするものです。各委員のうち、学識経験者となる高田様、前澤様につきましては、引き続き委嘱をお願いして、それ以外の方につきましては、PTA連絡協議会から1名、校長会の会長並びに給食担当の校長先生の職に就かれている方の立場で委員会に参加をお願いしておりますので、それぞれの立場の方が変わった際には、交代後の残りの期間を後任の方をお願いしていきたいと考えております。

委員の任期は1年として、令和8年2月1日から9年の1月31日までとなります。本来であれば1月にお諮りしなければなりませんでしたが、ちょっと手続上失念しておりましたので、2月の定例会での議案となりましたことをご了承ください。

以上です。

○職務代理者

それでは、第1号議案につきましてご意見、ご質問をお願いいたします。

私のほうから。運営委員はどのような仕事をされるのですか。委嘱と任命の立場の違いは何ですか。来年度の校長会長の充て職として、委員に任命されるのですか。それを教えてください。

○学校給食課

仕事としましては、前回のこちらの会議でもお諮りしたように、例えば、給食費の改定につきまして、まずセンターの運営委員会に諮って、そこで意見を取りまとめて、こちらの教育委員会に諮るという流れでありますので、センターの運営に係る事項に対して協議をお願いするのを仕事としております。

委嘱と任命の違いにつきましては、委嘱につきましては、外部の方と内部の方という切り分けになりますので、校長先生方は市の職員となりますので任命となりますが、それ以外の方は委嘱となります。

最後の退職、石原先生がこれで役職定年されますが、なので、今、伊藤委員言われたように充て職として、次の校長会長に残任期間を引き続きお願いするという流れで進めていきたいと思っております。

以上です。

○職務代理者

ほかにいかがですか。

○教育委員

今の確認です。残任期間と言われましたけど、残任期間はどのぐらいですか。

○学校給食課

任期が1年と先ほどご説明いたしました。令和8年の2月1日から1年間でございますので、石原先生でいきますと3月いっぱいをもって職を解かせてもらいまして、4月1日から新しい校長会長さんに残り10か月間をお願いするイメージでございます。

○教育委員

分かりました。

○職務代理者

よろしいですか。

それではよろしいですかね。議案第1号について採決を行います。

第1号議案は原案どおり決定してよろしいでしょうか。決定であれば挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理者

ご異論ありませんので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

○学校給食課

ありがとうございました。

○職務代理者

議案につきましては以上となります。

日程第4 (1) 協議事項

○職務代理者

日程第4、協議事項に移ります。

それでは、協議事項、熱中症特別対策について説明をお願いいたします。

○教育長

本日お配りした資料につきまして、まず前回の総合教育会議および定例教育委員会議から変更した点について説明します。

事前に教育委員の皆様には、市内小中学校の校長から任意でいただいた意見をお送りしました。あわせて、私が校長先生方に意見をうかがう前に、AI との対話という形で整理した問い、いわゆる「その4」「その5」についても事前に配布いたしました。

校長先生方からはさまざまなご意見をいただきました。大きく分けると、

一つ目はオンライン授業に関する事、あるいは出席扱いに関すること、

二つ目は保護者理解に関する事、

三つ目は法的な整理に関する事、

この三点に分類できます。

まずオンライン授業についてですが、これにつきましては、後ほど私が現在考えている原案に基づいて改めて説明します。

次に保護者理解についてです。ここは大変重要な点であり、決して軽視するつもりはありません。これまで、2月・3月の役員会や学校運営協議会、学校評議員会などの会議で取り上げていただき、さらに4月のPTA総会などでも説明を行うという方法を想定していました。しかしながら、日程の面から難しいのではないかというご意見もいただいています。

三つ目の法的な点についても、貴重なご意見をいただきましたが、いくつかの点については私の見解とは異なる部分もあります。

例えば、教育基本法第10条においては、教育についての第一義的責任は保護者にあるとされています。これはその通りであります。だからといって教育委員会や教育行政、あるいは国がその次に来るといった単純なものではありません。

親は子どもの教育について第一義的責任を有していますが、親だけで子どもの教育のすべてを担うことは困難です。そのため、学校がそれを担い、教育委員会が支え、場合によっては国が関わるとい

う形で、補完的な関係にあると考えています。

したがって、「保護者の考えをとにかく最大限に優先する」という構造ではない、というのが私の認識です。

また、「不当な支配」という言葉についてのご指摘もありました。これは本来、例えば政治的支配や特定の思想による支配などを排除するための概念であり、教育行政が保護者の権利を奪うという意味での支配を指すものではないと理解しています。ただし、ご意見の中には非常に示唆に富む部分もありましたので、貴重なご意見として拝読しました。

続いて、私の提案としてまとめた案について説明します。新たに加えた部分がいくつかありますので、主な箇所を読み上げます。

まず第二段落です。教育委員会は学校設置者として、児童生徒の安全を確保する責任を負っています。こうした状況を踏まえ、この責務に基づき、客観的基準により熱中症特別対策を試行的に実施いたします。ここでのキーワードは「試行実施」です。これは、保護者との関係や今後の運用を慎重に見ながら進めていくという意味合いを持っています。

次に第三段落です。本措置は臨時休業とするものではなく、教育課程に基づく授業形態の変更として実施するものです。児童生徒の安全を確保しながら学びを継続するための対応であることについて、ご理解とご協力をお願い申し上げます。ここでのもう一つのキーワードは「臨時休業とはしない」という点です。

続いて、実施基準についてです。

(1) は前回お示ししたとおりです。

(2) は、想定としては極めてまれですが、愛知県全域が基準を超えるような場合を想定しています。

(3) は今回新たに加えたものです。医師会など専門機関の助言により重大な危険が予見される場合例えば感染症の流行などにより児童生徒の健康状態が万全ではない場合、WBGT 指数が基準に達していなくても同様の対応を取る可能性があるという内容です。

実施内容についてです。

- 1 対面授業をオンライン授業に切り替える
- 2 出席扱いとし、学習保障を行う
- 3 給食は実施しない

原則として家庭でのオンライン授業による学習とします。ただし、家庭で児童生徒の安全確保が困難な場合には、学校の受け入れ体制の範囲内で学習支援を行うこととします。具体的な対象や運用については別途お知らせします。

最後に、試行実施という考え方についてです。オンライン授業を授業日として扱えるのかという点ですが、コロナ禍の際には、双方向のオンライン授業であり、校長が適切と認めれば授業日として扱うことができるという考え方が示されていたと認識しています。つまり、子どもが学校に来ていなくても、家庭でオンラインにより双方向の授業を受け、教育課程に基づいた指導が行われていれば授業として成立するという考え方です。

もしそれが認められないのであれば、授業日として成立しないこととなります。その場合は、私はむしろ休校という判断をすべきだと考えています。子どもの命を守ることが最優先されるべきだと思います。極端な言い方かもしれませんが、万が一にも命に関わる事態が起これば、それは教育委

員会の責任です。その覚悟で臨む必要があると考えています。

全国的にこのような取り組みを行っている自治体はないようですが、新城市としては試行的に取り組んでみたいと考えています。

オンライン授業には難しい課題も多くあります。オンライン授業が授業として認められるためには

- ・ 教育課程に基づくこと
- ・ 計画的な指導であること
- ・ 双方向であること
- ・ 子どもが学んだことが確認できること

です。

単に一方の配信をするだけでは授業とは言えませんし、プリントを配布して各自で学習するだけでも授業とは認められません。

また、時間割通りに実施すると6時間授業の場合は6時間オンラインになる可能性があります。子どもの負担も考慮し、適切に時間数を調整する必要があります。コロナ禍の経験から考えると、オンライン授業は2～3時間程度が上限で、年齢が下がれば下がるほど、柔軟な対応が求められます。

こうした点を踏まえながら、試行的に実施していきたいという考えです。

以上、原案についての説明とします。

○職務代理者

今までのものと内容がガラリと変わってるともありますので、ちょっと時間をかけて協議をしてみたいと思います。

焦点を絞りながら話を進めていきます。まず、実施基準ということで、新城市において翌日の暑さ指数3.4以上と予測される場合と書いてあります。まず、新城市の暑さ指数の予測値で判断をするということ。予測は、環境省が提供する非常に信頼できる数字であること、誰もが納得できる数値であるということ、この暑さ指数を基準にすることは大賛成でございます。

協議していただきたいのは、前回暑さ指数3.3、3.4という数字も出ましたので、暑さ指数3.4が適切かどうかということについて、ご意見をいただきたいと思います。

○教育委員

暑さ指数の3.4ということですが、3.1以上ならみんな危ないというのが基本だと思います。ただ、現場のこと、授業時間数、昨年度の3.3の日数などいろいろ考えると、3.3にしてしまうと結構家庭学習が多くなると考えられます。3.4は受け入れられる指数だと思います。ただ、数字だけではなく、一番大事なのは下校のときの安全です。そのとき、ネッククーラーとか、水筒を持ってしっかりやる、あるいは、日傘をさして、自分の体を守るようにして帰れるようにすることが、大事なことだと思います。

○職務代理者

委員は、3.4が適切だと考えるという、そういうご意見ですね。

○教育委員

はい。そうです。

○教育委員

私も、この案出たときから3.4が、数字で話す場合で3.4が妥当じゃないかという意見で変わりないですね。やっぱり教育長、最初から提案されましたとおり、安全確保が困難という基準を考慮すると、あと校

長先生の中でも35は県の基準であるけど、34とすることで市の考え方がある程度提示できるんじゃないか、理解が得られるんじゃないかっていうのもあるのかなと思います。そのほか補填する点は、本当に学校判断、もしくは教育委員会のアドバイス等で補っていくと。なので、普通が妥当というよりも、一定数客観数値を示して、その周辺を補っていくという考えであると、先生さっき言われたように33度だと、もうまず数字に頼ってよしっていうことになってしまうので、34で、あと対応を考えるということが妥当じゃないかなって判断します。

○教育委員

私も試行実施ということですので、34以上ということで、数字的にはこれでいいと思います。そして、実施状況とか、課題、あと保護者や学校現場の意見を整理して公表しますとありますので、そういうことを公表しながら細かく分析して、そのときに何か問題点が出れば、この数字については早めに検討するということで、今の時点では、この34以上でよろしいかと思います。

○教育委員

それでは、お願いします。皆さんの意見や、それから教育長のお話を聞きながら、34か、33かかっていうふうに決めていかなければならない。現実的にどちらで実施ができるかっていうことを考えると、34で実施という形がいいと思いますので、34に賛成していきたいと思います。お願いします。

○職務代理者

ある校長先生から「愛知県では県内11か所で測定される暑さ指数35に達すると予測される場合には、愛知県市内全小中学校を臨時休校にすると発表がある」とお聞きしました。これが県の基準であると。しかし、観測点が稲武で、暑さ指数が35以上になることはあり得ないので、まず35は出ない。ですから、「愛知県の熱中症対策基準を参考にして、新城市では県内11か所ではなくて、新城市の暑さ指数予測値が35以上になったときに休校、あるいは休校とは言わずに自宅での学習という判断基準ではいかがですか。」というご意見がありました。それについて委員はどうお考えですか。

○教育委員

県の35は、なかなか発令することのない指数だと思います。また、この指数は、山でも、平らなところでも、全部これになったら、極めて危険だという指数でもあります。ですので、現実に35が出ることがあってはよくないと思うのですが、そういう意味で35を仮に33としたときに、2つ違うのはなぜかという疑問が残る可能性もあります。ですので、新城市でも35に匹敵するぐらいというと、指数34は、県と比較しても数字的にも乖離しておりませんので、受け入れられる指数ではないでしょうか。試行として後に検証することですので、いいのではないかと思います。

○職務代理者

委員、うなずいてますが、いかがですか。

○教育委員

ええ、先ほど申し上げたとおりでことで大丈夫です。

○職務代理者

試行という立場からすると、教育長の原案どおり34以上ということで委員の皆さんが一致してるということでもよろしいですか。

次に、実施内容ですが、オンライン授業に切り替えます。そして出席として学習保障を行います。これも大きな提案ですので、これについてご意見をお願いいたします。

○教育委員

よろしいですか。

○職務代理者

はい。

○教育委員

先ほど教育長が対面授業とは、一方通行ではなくて双方向と言われました。高学年はやりやすいかもしれませんが、低学年についてどこまで対応ができるのか不安があります。特に1年生の子は、1学期間で小学校に慣れてくる子が多いので、そういう子たちがうまくできればいいと思いますが、その見通しはどうか。コロナのときの経験知が少なく分からないので、そのあたりを解説していただけるとありがたいです。

○教育長

子どもたちの年齢、発達段階に応じて、できること、できないことというのは変わってくると思いますね。実際にもコロナのときも中学生あたりは教師のほうが教師力、指導力が豊かであれば、オンライン授業はかなり有効であるということ saying していた教員も少なからずいます。やっぱり年齢が下がるに従って難しいところがある。私が聞いたので言うと、低学年で3時間は難しいななんていう意見もありました。そういった部分も含めて、ここは柔軟に対応する。もちろん実施するんだけど、子どもの状況に応じて柔軟に対応するという構えが教師にあることが必要だと思っています。

○教育委員

そこも試行していく中で、検証していくということになると思います。やはり心配な点としては、発達段階に応じて、どのくらいのことが対応できるのかを確認しておく必要があると思いました。ですから、試行するにあたっては、学校の教員も、そういうことを想定をし、そのためのスキルをどのように子どもたちに伝えるかということ、試行しておく必要があると思います。

○教育委員

実施内容については異議はございません。これでよいと思います。オンライン授業なんですけれども、やはり長所、短所あるかと思います。願わくばオンライン授業で、ひょっとしたらオンライン授業にしたことによって、すごく伸びていく生徒も出てくるのではないかという希望もあります。それとは逆に、何をどうしたらいいか分からないという子どもも出てくるのではないかという心配はあります。特に、コロナを経験していない、オンライン授業を初めて経験する子どもたちには、教師は本当に手厚い指導をしていくことが大切だと思うので、ちょっと心配なのはそこだけです。あとは大丈夫です。

○教育委員

どうも、すいません。1点お願いします。

最後の米印の書いてあるところですけど、まだこれから「別途お知らせします」ですので、詳しいことは分かりませんが、安全確保が困難な場合に限り、学校受入れ体制の範囲内で学習支援を行いますということですが、学校受入れ体制を持つということで、どのような受入れをされるかっていうのは、やはりオンライン授業をやります。でも、子どもたちは、授業は教室で受けますっていうような状況っていうことを考えてよろしいでしょうか。

○教育長

教育の公平性から考えると、違うことをやるというのはよくないと思いますので、学校に来てオンライン

授業を行うというふうに考えております。集まって、教室に10人おっても、10人がオンラインで授業を受けるっていう想定です。

○教育委員

でも、それが4時間、3時間なわけですし、あとの時間は帰るまでとか、結構お迎えが誰が来るとか。また、送迎の仕方っていうのも変わってくるかと思うんですけど、そういうこの時間っていうのが、自由に学校で過ごすことができるっていうような状況をつくれるということで考えておけばよろしいでしょうか。

○教育長

学習ですので、オンライン授業を含む学習ですので、読書であるとか、そういった活動も含めて、自由にとっても遊ぶわけではないし、授業時数ぐらいは学びの時間をきちっと保つということ。午後2時ぐらいになれば児童クラブを開設して、そちらに行ったら遊んでいい。そんなことを考えています。

○教育委員

分かりました。家庭のオンライン授業で3時間授業がありました。あとの時間は、家庭にいれば、ちゃんと読書したりとかって、そういう授業に即したようなのをやられる子もいるかもしれませんが、ある程度自由時間になってしまったりするのかななんて思うと、授業をどのように両方が同じように学習できる環境に整えられるのかなと思うところも考えなければいけないかなと思いますので、ちょっと伺ってみました。ありがとうございます。

○職務代理者

よろしいですか。

○教育委員

はい。

○教育委員

校長先生のご意見として、オンライン授業が認められているのは、不登校時や災害時の限られていた一部の児童生徒です、これが市内全体に適用させるのはどうなのかと思います、これが通るのであれば、毎日登校する必要がないという保護者がいても学校は何も言えません、その点が心配です、とありました。なるほどと思いました。このオンライン授業は、あくまでも非常時というか、子どもの命を守り、授業も大事にしなくてはいけないときに行うものだと考えます。オンライン授業は、いいところもあって否定するつもりはありませんが、やはり授業は、教員や子どもたちが同じ時間や空間で互いに向き合って学ぶことが大切だと思います。校長先生の心配というのは、オンライン授業は、あくまでもケース・バイ・ケースに対応した措置であるということは明確にしておきたいと思いました。

○職務代理者

文部科学省の見解を調べてみました。「教師の授業内容を生徒児童が自宅で受ける形態のオンライン授業、これは授業時数にはカウントできない。オンライン授業はあくまでも自宅学習、家庭学習という結果にある」という通知がありました。それでは、年間の授業時数を確保できないんじゃないかという心配が出てきます。コロナが発生した時には「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業、これによって1年間の標準授業時数を下回ったときのみ学校教育法施行規則に反するものではない」という見解が出ました。この新型コロナウイルスの感染症対策の臨時休業と今回の熱中症対策のオンライン授業が同じ扱いとして授業時数にカウントができるかどうか。これがポイントだと思います。教育長が先ほど言った「同時双方向、計画性、校長が認める。」これで授業時数としてカウントできるということでよろしいですね。

○教育長

文科省の通知を読む限りでの私の認識としては、授業と認めるべきだと考えます。ただ、それは私の認識なので、今、同時進行で県、国に問い合わせていますので、まずその結果を得ることが求められると思います。先ほど申しましたように仮に授業として認めないと言ってきても、それはそれでいい。学校教育法に基づけば、年間35週、その授業を確保すること、これが最低限ですので、そこはまずクリアしていくことが大事。もう一個は、学習指導要領に定められた年間の授業時数がある。時数と日数が確保できればいいと考えていますし、もしこういう状況で子どもたちが学校に来られない、それをオンライン授業を授業日として認めないというならば、それでその時数に足りない部分については、これ致し方ない。致し方ないことをする可能性もあるが、それはそれで説明ができると考えます。理由は「全て子どもの命を最優先にして考えているからです」ということです。それが教育委員会の責務を全うすることになります。

○職務代理者

子どもの命を最優先に守るという考えの下に、法的な根拠がある。さらに学校現場のオンラインのできる準備・対応がうまく回っていけば良いと思います。

○教育委員

そうですね、前回出された案とのやっぱりニュアンスとして、保護者の立場としては手紙を受けると、今までよく教育長が言われてる、学びが止まらないっていうのと、やっぱり学校とモニターを通して友達とつながっているっていう感が当然保護者としても安心できますし、実際、子どもによってはモニターの前に20分座れない子がいたりとか、モニターから消えちゃうっていう子どうせいたりとはあるとは思んですけど、それでもやっぱり学校から声かけがあるっていうのは保護者としても安心できますので、前回のように休校です、パシンッっていうことではなくて、学びの形態が変わって、ちょっと一步離れてはいるけども、逆に言ったら、自分のことを考えよう、振り返りをしようっていう時間として使えればいいんじゃないかなっていうふうに理解しました。

○教育委員

そうですね、私は、この試行の実施っていうところで考えたいのは、このオンライン授業も大切ですし、子どもたちの授業をちゃんと保障するっていうのは大切ですが、そのために今何を検討しなきゃいけないかっていうところで、この方法を実施して、それがうまくいったかどうかっていうことも大切なんですけれど、今後さらに暑くなるであるかもしれないって、実際に登下校が困難になるときが増えてくるってことを考えると、このオンライン授業をやるときが増えるのでは困るわけで、実際に登下校が安全に行えるかどうかっていう検討も1年かけて進めていくっていうことが何より大切ではないかとやはり考えてしまうわけです。子どもの命を守るためにはドアツードアで、うちから学校まで来られれば、こんな安全なことはないんだと思うんです。でも、そんなことが全てできるわけではなかったのなら、より多くの子どもさんたち、またより安全に通える、その子にとっての方法をそれぞれ見つけ出して、それが実施できるような計画を1年かけて検討するっていうことも必要なんではないかと、どうしても思ってしまうんです。そんなことも検討ができたらいいなと思いますし、人数が少なくなっているからこそ行えることもあるでしょうし、また保護者さんの力を借りて、送り迎えの期間だったらできますよっていう保護者さんには協力を得て、送り迎えをお願いする、子どもたちを守るっていうことを、親、学校だけでなく親も検討してもらって、力を注いでもらえたらいいかななんて思いますので、何か対策を考えていけたらと思っております。

○職務代理者

オンライン授業するだけではなくて、登下校の安全確保を1年かけて検討してほしいという意味ですね。

○教育委員

はい。そうですね。

○教育委員

私改めて考えたんですけれども、熱中症から子どもの命を守るためについてということで、今いろいろお話をしております。そして、あとオンライン授業についてとか、いろいろ意見が出てるんですけれども、こういう話でしているっていうことを子どもたちにも伝えるということが、私そこ一番大切だと思っていて、何が言いたいかと言いますと、自分は子どもの頃に熱中症という言葉はなかったですし、夏休み明けに何があったかという、黒んぼ大会というのがあって、もう差別用語も甚だしいんですけれども、夏休み中に誰が一番黒くなったかっていうコンテストで、今思うと地黒の子もいたし、あんな何であんなのがあったのかなと思うんですが、でもそれはそのときの時代でした。今を生きる子どもたちはというと、何か突然学校が今日はオンラインしなさいとか言われてしまった場合に戸惑ってしまう子もいると思うんです。つまり、時代の流れによって、いろんなことが変わっていきますよ。今、私たちは、大人は、子ども、あなたたちの命を守るためにすごく考えています。今日はオンライン授業になります。でも、この勉強をしっかりとやらないといけない。いずれあなたたちが大人になったときに、今度は自分が子どもたちの命を守る立場になると。ちょっとうまく説明できないんですけれども、時代の流れによって環境とか、いろいろ取り巻く状況変わっていきますので、そういうところでもたくましく生きていける子どもたちを育てる、今、一番チャンスで、それをまず子どもたちに分からせておけば、理解できた子どもはオンラインになっても、しっかり1時間、2時間オンライン授業を受ける姿勢というのが変わってくると思いますので、私はそれに期待をしたいと思います。

○職務代理者

対面授業に勝る授業はないと思います。教室の中で、教師と対面しながら学んでいく姿勢、それが一番いい。でも、それができないからオンライン授業にする。オンライン授業の中で、子どもたちが充実して学べる教師の研修が必要になる。さらに、保護者がいない家庭では、子どもだけになる。子どもたちにも細かい指導をしていく必要があると思います。いかにオンライン授業を充実させるか。これも、今後必要なことだと思います。

オンライン授業についてはよろしいですか。保護者理解という点もありましたので、そこら辺はいかがでしょうか。

○教育長

保護者理解について、いいですかね。

これを4月にいきなり出して終わりということではありません。2月、3月、4月その間にPTA役員、あるいは場合によっては、学校からこういう市教委の案があると、それに対して、こういう方向で進めるんだけれども、特に言いたいこと等があるようならば、学校で集約してもらって、それを市教委のほうに出してもらって、そういったことは事前にやっておくことは可能だと思いますし、やるべきだと思ってます。その上での4月になるか、5月になるか分かりませんが、通知を出す前提として説明させていただきました。

○職務代理者

試行実施で、保護者の理解を得ていくということですね。学校統廃合については、教育委員会が教育環境

に関する基本方針を出し、保護者からアンケートを集約して方針を立てました。今の教育長の話から、試行をしてみて、学校もしくは保護者の方、これから入学してくる保護者の方たちを対象に、この方針に対するご意見を伺う。それを基に今後の方針を進めていくという考えだと理解いたしました。

○教育委員

保護者理解がとても大事だということはよく分かります。ただ、その前に、やはり教職員の間で、これをするものの意義をしっかりと共有し、学校としての共通理解ができていないと、親に伝えられないと思います。もう一度案を見ておきますと、校長さんたちも、それぞれ自分の捉え方で書かれていて、まだ一枚岩になっていないと感じます。大事なことは、校長会としても、教育委員会が進めようとしていることを理解し、さらに各学校の教職員も理解して、保護者の方に分かりやすく伝えていくことが大事だと思います。先ほど申し上げましたが、これは試行ということですので、それを通してよりよいものにしていくことだと捉えています。委員さんが言われた、普段の登下校で暑い時は当然ありますので、特に下校をどうするかについては、各学校でどんな工夫しているかは捉えておきたいです。学校によって長い距離歩かなくてはならない子どもたちもいますので、その実態を学校も保護者も共有して、相互に理解して進めていくことができると、よりよいものになると思います。県の指数35の非常事態というのは、県全体のことでありますので、やはり市町村が、実態に応じて一つの指針となるものを考えていくことは大切だと思います。その前段階として来年度試行していくことの意味があると考えます。

○職務代理者

教育委員としての共通理解はできていると思います。さらに、各学校の校長、職員が同じ基盤に立ち、保護者対応をしていくことが大切だと考えます。

○教育委員

私もそう思います。実際、保護者の対応はきっと学校の担任の先生、校長先生だと思うんですけど、そのときに市教育委員で決まったことだからっていうのは答えにはなっていて、やっぱり校長先生が、学校の環境は、今、この暑い夏はこういう状況です、安全確保できませんとか、ある程度、現場の状況を判断して答えていただくほうが保護者としても、あっ、そういう状況なら致し方ないですねと、保護者としては理解しましたってなるので、そこを本当に最初の答えで、市全体で決まっちゃったことでねっていうふうに言われても、はあ、何か、じゃあ東陽小学校だったら、こういう対応できますよねっていうふうに、どうしても穴が見つかってしまうとまずいので、何かそういうの先生が言われたように市の考えではあるけども、そこを理解、校長さんにも理解いただいて、自分の学校の形にして答えていただくということは、当然必要じゃないかなと思います。

○教育委員

すいません。保護者対応のことなんですけど、今どのくらいの両親、ご両親2人ともが働いてて、実際に1人しか、オンライン授業だっていう学校には行かないけれど、1人になってしまうとか、兄弟だけになってしまうっていう子がどのくらいいるのかっていうのは、状況分かっていないので。ですけど、すぐに休める体制が取れるのだろうかっていうところも、そういう人たちを全部学校側で受け入れるっていうふうにしていけばいいのですが、送っていくことができるとか、できないとっていうのもあるでしょうし、いろんな状況があると思うので、そういうようなところっていうのも本当に検討しなければいけないところではないかと思うし、そういう人たちの意見っていうのは、どのように返ってくるのかなって思うのはちょっと心配なところです。子どもさんの命が一番大事ですって、そんなこと親だから当たり前だって思うけれど、

でもこの期間だけでも理解して、この時間、この日だけは休んで、子どもに家庭でのオンライン授業を受けさせるようにするっていうようなことがちゃんと理解されるまでっていうのが、どのような伝え方をするかっていうところ、それから、それをどうやって親たちに納得というのはおかしいですけど、でもそこは学校のこの学習っていうものを、教育っていうものをちゃんと考えているんだっていうことを理解してもらえようような伝え方っていうのが必要なのではないかとつくづく思います。どんなふうに親御さんたちが働いて生活してみえるかっていうところも、私たちが考えているんだっていうことも伝えていかなければいけないのかなっていうのは心配として思うところです。

○教育委員

1点いいですか。確認です。今回の教育長の提案が大きく試行の実施に変わりました。前は休業するということから、現場の声を聞いたうえで、弾力的に対応したものと捉えています。それはいいことだと思います。前回は、作手地区は該当しないとなっていました。そういう認識もこの中にあったと思いますが、今回この文書を出すのは、作手地区は外して発出するという解釈でよろしいでしょうか。それから作手地区の学校については、実際どんな状況なのかをしっかりと捉えていただいて、次年度に役立つようになると思います。

○職務代理者

付け加えて、4月に「保護者の皆様」として通知を配布します。校長会の理解は共通基盤に立っているということでもよろしいですか。

○教育長

熱中症特別対策については、もう1月9日の校長会で提示して、そのときに言ったんですけども、これ校長研修会で話し合うことも含めて、よくよく考えてもらいたい。それは校長として、人様の子どもを預かる責務の重さ、そこを感じ取って、どうしてするのがいいのか、そういうことを伝えてあります。それぞれの先生もやるのがいっぱいあって、難しいところがあるんですけども、それを2回校長会議を経て、その後、今回任意でこのような意見が出てきたんですね。本来であれば、もう1月の段階でこういう意見が出ないといけないんです。それが常に子どもの命を考えている校長の姿です。そこがまだまだ足りない部分だと思います。今回については、これはまだ今日初めて示したものですので、これを早期に校長に示して、そこでまた校長の意見を聞いていく、そのステップは踏みます。でないと教職員に浸透できないですからね。それはもう当然のこととして考えております。

さらに、今、言われた中で、幾つか補足させてもらいます。一つは、例えば、子どもが家にいることができないから、たくさんの子供が小学校に来てしまう、そういう可能性は高いと思います。その根拠としては、コロナのときに千郷が一番子どもの数が多い、そのときに子どもが学校で学ぶという選択をする、あるいは児童クラブに行く、そういった子どもが多かったんですが、ただ私の想定よりもかなり少なかったです。その理由は、コロナだからです。今回の場合は突発的に起こることなので、思ったよりも人数が多いかもしれない。そのあたりのことも想定して、学校で保護者の説明が必要だということです。一言で言うとうつと弱者という言葉がよく使われるんですけども、例えば、家にいることができない子ども。それは、その子の特性によるもので家にいることができない。あるいは外的要因ですね。大人がいないとか、そういうことによるもの。その対応は、考えていかなければいけないし、さらに言うとWi-Fi環境が整っていない家もあるわけで、オンライン授業がその場でできないっていう可能性もあります。そういった細々したことを3,000人近い子どもがいますので、3,000人のことをやっぱり考えて動かなければいけないって

うのがあります。今後のスケジュールとしては、先ほど少し触れましたけれども、まず校長会にきちっと通して、こういう方向でいく、そこで一度もんでもらう。急ぎません。暑くなるまでにやればいいので。ですので、3か月ぐらいかけて練っていく。校長会できちっと練って、教職員にも伝えて、それでまとまっていかなないと保護者に説明できませんので、そのことも含めて考えてやっていく予定です。ただ、これタイムリミットがあって、6月の中旬以降暑くなるので、それまでには体制を整えておきたい。でないと取り返しのつかないことになる可能性だってある。そこは何としても避けたいと考えています。以上です。

○職務代理者

それでは、次の協議事項、イの県立中学校通学者の就学支援についてお願いします。

○教育総務課

はい。すいません、教育総務から1点協議をお願いします。座って説明させていただきます。

資料遅くなって、申し訳ございません。別綴じで1枚目が次第になってるようなもののページ数40ページぐらい、資料的には多いんですが、昨年度の6年度の2月に県立中学校を開校に伴う就学援助制度について、一度ご協議をいただいております。その際には、7年度に県立中学校へ入学する者がいないということから、最終判断は令和7年度に行うということで、すいません、2月になってしまったんですが、県立中学校へ通う生徒への就学援助についてご協議いただきたいと思います。

まず、今年度の附属中学校の志願者の状況であります、1ページ目でございます、県のほうの記者発表資料なんですが、県立時習館高校のほうの附属中学へ志願者数352人とありますが、新城市内から来年度この4月に通うお子様が3名ほどおられるということを知っております。

そもそも就労援助の目的であります、3ページにあります新城市就学援助事務取扱要綱の第1条の趣旨でございます学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難な児童もしくは生徒児童と保護者に対し支援するものということで、まずこの規定に基づき新城市の教育委員会でどういう対応を取っていこうかということでご協議いただきたいものです。

ちょっとページ数飛びますが、一番最後の41ページ目になります、東三4市の状況を確認をしてあります。豊橋市、豊川、蒲郡、田原と、それぞれどの市も就学援助を行うということで、行っているということをお話を聞いております。新城市教育委員会としても来年度3名のお子様が時習館中学へ行くということをお聞きしております。そもそものこの就学援助の制度に基づき、同じように新城市内通う中学生と同様の支援をしていきたいと思っております。

同様の支援内容につきましては、ページ数戻りますが5ページですね、大きなページで言うと5ページになりますが、第8条にあります援助費の内容が(1)から(4)までございます。このような内容につきまして支援をしていきたいと思っております。

一つ、最後次第に沿うと6の問題点とありまして、市内の中学校以外に通ってみえるお子様が9人ほど、8人ですね、おります。1名は、愛教大の附属へ行っとるお子様がみえます。あと7名ほど桜丘中学へ通ってみえるお子様がおります。今回ご協議いただきたいのが、まずこの就学援助制度自体が、経済的理由で就学困難なお子様の保護者向けということで、県立中学と国立中学へ通うご家庭に支援をしていきたいと思っております。この支援制度そもそものが申請の制度になっておりますので、申請書の中身としまして、申請理由で生活保護だとか、市民税が免除だとか、減免等々の理由で経済的に就学が困難という理由を制度の趣旨に基づきまして、国公立の中学校へ通う生徒を対象とするということで、次年度4月以降の支援を拡充していきたいと思っております。

以上説明になりますが、よろしくお願いたします。

○職務代理者

国立と県立を就学支援に認めるか、認めないかという協議です。いかがですか。

○教育委員

意見の前に教えてほしいのですが、例えば、対象者、県立、国立合わせて4名の子どもたちがいる。今附中に行っている子どもが1人ということは、もう1年生じゃないってということですよね。

○教育総務課

今年度中学1年生のお子さんが実はいまして、中1です。今年度もう既に通学しておるそうです。

○教育委員

通学しているけど、市としてはキャッチしてなかったってということですか。

○教育総務課

してなかったということです。

○教育委員

ということですね。例えば、就学援助があるんですかっていうようなお問合せが事前に、受験する前に何かあったんですか。

○教育総務課

今回の時習館中学へ合格された親ごさん3名のうち、2名問合せがありまして、現在保留にはしてあるんですが、市のほうで市外へ通う今回の時習館中学のほう対象になるっていうことである場合は、また改めてお知らせしますということでご回答してあります。

○教育委員

それはいつ頃ですか。受験する前。

○教育総務課

受験後になります。

○教育委員

すいません。答えたらで結構です。お問合せがあったところは該当する可能性がある。

○教育総務課

はい。聞いた話、母子家庭だということは、お聞きしております。

○教育委員

該当って、どんな条件になるんですか。

○教育総務課

まず、申請理由として、1番目、生活保護を受けている。資料は、3ページの要綱の第2条です。

○教育委員

はい。なるほど。ここに該当しそうだっということなんですね。

確認ですが、国立と県立は就学援助の対象になりますが、私立はなぜ対象にならないのですか。

○教育総務課

私立なんですけど、これ一つ線引きとしまして、この就学援助の制度が、経済的な理由でということがありまして、私立に行くご家庭が裕福とは限らないんですが、一つの公立の学校というところで線引きをさせていただいております。

○教育委員

そうすると、例えば、時習館や愛教の附属はきっとカリキュラムがよくて、受験されて合格されたっていうのと、私立のカリキュラムがよくて行かれたっていう方と線引きありますか。何て言うかな。例えば、ここでは学校がない、中学がない、通えないっていうことであって、本当に市として提供できるものがないっていう条件であれば、ある程度支援して頑張ってくださいっていうことになるんでしょうけど、そういう状況でもなく、いわゆる選んでそこへ行かれるっていうことを思うと、どうですかね、支援って。今言われた母子家庭の方、経済状況の上で、家庭環境、経済状況を考えた通学のそういう学校を選んだっていうことは、選んだっていうことで、私立の学校を選んだっていうのと、どこがどういうふうに違うかなっていう、ちょっと理解に苦しむんですけど。

○教育総務課

そうですね、私立という一つの国公立の線引きにすごい悩んだところがありまして、学費の面で考えると私立のほうがよくかかるっていう前提の下で、やはり私立を選ぶっていうところでご家庭の事情が一般家庭より、通常の就学援助を申請する際の一つの趣旨としては、義務教育の教育を受ける支援をするっていうのが前提にありましたんで、私立と国公立両方義務教育には変わりはないんですが、その選択として私立を選んだっていうところで一つ線引きをしていきたいなというのがあります。

○職務代理者

県立と国立は、就学援助対象になります。私立を就学援助の対象に入れるかどうかという問題ですか。

○教育委員

いや、私立は支援がないっていうのを理解した上で、今回新しく愛教大附属と時習館高校に行かれる生徒さんを支援するっていう、そのきっかけですよ。理由と、逆に私立にしないっていう、そのしないっていう理由が、理由を自分で選んだっていう、ある程度、家庭環境もそうだろうって推測した上で選んだっていう、その分かれ道がはっきりないというか、私のイメージの中で。

○教育委員

先ほど事前に聞かれましたかと言ったのは、聞いてなかったとしても結果が合格なら通わせますという決意だと思ったのです。ですから、家庭としては、支援があろうとなかろうと行くという判断です。実際、附属中学に通っている子もそういう形で決めていると思います。後になってこういう支援があることを聞いたので、後で問合せがあったのだと理解しました。

○教育総務課

保護者さんから市教委に連絡があったタイミングっていうのが、県の教育委員会のほうから県立中学校へ通うご家族の通知が多分行ってまして、従来の市町村で行っている就学支援制度に関しましては、各市町村へお尋ねくださいっていう一文が入っています。県からの市町村への通達は、やはり就学支援に適正に対応いただきたいっていう文書来ております。タイミングとしては保護者さんからお電話があったのが合格後ではないかな。県からの通知も併せて、市町村のほうへ問合せがあった、いうふうな感じがします。

○職務代理者

委員は、今、県立、国立、私立みんなに支援をしていいんじゃないかと、そういう立場ですか。

○教育委員

いや、まだ結論は言ってないんですけども。まず、どんな状況なのか把握をしたいこと、それから1つの判断材料になるのかどうかは分かりませんが、他市、新城以外の4市が県立中学校への支援はしているのか。

同じく、私立、例えば、豊川、桜については、豊橋はしていないという押さえでいいのか。

○教育総務課

豊橋は、私立には支援してないです。

○教育委員

豊川は。

○教育総務課

豊川はしております。しているのが豊川と蒲郡です。

○教育委員

私立。

○教育総務課

はい。

○教育委員

なるほど。田原もついている？

○教育総務課

田原市は調べた限り、たぶん高校の授業料補助も出してないような話をお聞きしてるので、中学校も出してない可能性があります。

○教育長

これ私立が絡むとかなり議論が難しくなると思います。東三4市も半分半分ということになってますので、県立に限って言って、学校選択制の自由ってところから、どの子にも選ぶ権利があるということから考えると、県立、国立認めていいのではないかというのが私の考えです。ほかの東三4市も就学援助を行っておるといことも踏まえて、なぜ新城だけがないんだと言われたときに、説明ができません。私立については、もう少し慎重な議論が必要で、今日結論を出すのは難しいとを考えます。

○職務代理者

教育長が言われた国立、県立については認める。私立については、今後課題ということでよろしいですか。

○教育委員

ごめんなさい、理解がちょっと申し訳ないです。その4名の方で、かつ、この2条に当てはまる方を支援するかどうかっていう議論ですか。そういうことですか。

○事務局

申請があった場合に、その申請を受理するかどうかということ。誰がというよりも、制度として今の要綱は市内の小中学校が対象になってるんですけども、それを広げるかどうかって話です。申請があるかどうかは別です。補助金ではないので、子どもたちの家庭を調べて、所得を調べて、じゃあ補助出しましょうというものではないです。ただ、こういう制度がありますっていうのを広く周知する。

○教育委員

なるほど。分かりました。

日程第5 (1) 報告事項

○職務代理者

ほかにないようですので、5番の日程第5、報告事項に移ります。

最初に、アの教育委員会関係会議の年間計画について、教育総務課お願いいたします。

○教育総務課

令和8年度の教育委員会関係の会議でございますが、定例教育委員会、4月から来年の3月まで、この日程で予定をしておりますのでご協力いただきたいと思います。もう一つになりますが、市長を座長として、総合教育会議を年3回予定をしております。7月27日、11月30日、2月5日と3日間を予定しております。市長日程のほうは予約をしておりますので、この日程で可能であれば開催をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○職務代理者

続いて、イの新城図書館開館時間、休館日について、生涯共育課お願いいたします。

○生涯共育課

では、図書館利用に関するアンケート結果に基づきまして検討した結果について、報告をさせていただきます。8ページから10ページをご覧ください。

8ページの1と2でアンケートの結果をまとめております。その結果を基に、3で三つのパターンで検討を行いました。それぞれ白丸でメリット、黒丸でデメリットを出しまして検討をしました。今回アンケートをした目的の中で、経費削減ということもありまして、それを目的とするということになれば、開館時間を1時間早めたり、閉館時間を早めるといったことが一番の経費削減につながります。職員の勤務時間が減らせるというところで、人件費を大きく削減することができるということになります。

しかしながら、アンケートでいただいた自由記入意見ですとか、その他意見で、言葉で記入していただいた意見を貴重な意見と捉えまして、パーセントで出ているような数字以外の部分も重視して、検討のほうをさせていただきました。

その結果、10ページの4になります。検討結果としまして、現行の開館時間とするという結論といたしました。理由につきましては、下の丸印の理由のところになります。ご意見を特にいただかなかった利用者さんにつきましては、どの時間でも利用に支障のない方であると考えております。わざわざ言葉にして意見を記入していただいている方につきましては、図書館利用に関心も高く、利用についても困っている方であるというふうに考えまして、これらの方の意見を尊重しております。経費削減以外で効果が上がるとするということであれば、近隣他市の図書館と比較してみまして、新城図書館は月曜日も開館している、夜8時まで開館しているという利便性をこちらの新城図書館の強みと捉えまして、市民の利便性の確保が効果になると考えております。

そのほか、利便性を求めて市外から訪れます利用者の増加につなげるということが、新城図書館に来ていただくことから始まって、いずれ本市の何かに関わってもらえるという関係人口にもつながるのではないかというのが効果であると考えました。

これらの理由によりまして、図書館の運営につきましては、朝9時から夜8時まで、休館日は毎月第三月曜日と月末という現行の運営で行っていくという結論といたしました。

10ページの5のところにも他市の図書館の開館、休館の状況を一覧に載せさせていただいております。

説明は以上になります。

○職務代理者

報告事項でございますが、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

○教育委員

そもそもこのアンケートをとるのは、経費の削減ができるところはどこかを捉えたいという目的でとられたという解釈でいいですか。

○生涯共育課

そうです。経費削減を目的として、図書館の利用の現状と、もし図書館の休館日を変えたらとか、時間を変更したらどうかっていう意見を伺うという内容でアンケートのほうは行っております。

○教育委員

としたときに、これは今まで現行どおりの形でやるとしたら、経費は多分変わらないし、これから会計年度任用職員の人たちの給料を上げてかなくてはならないとなるとむしろ増えてきますよね。そこで結論がこうなら、財政は認めてくれるということがいいんですね。

○生涯共育課

この関係について、特に財政課にこういうことをするという話は話してないんですけども、いずれ市全体として経費削減ということをやったときに、図書館として考えられることはこういうことだということに検討を始めたのが最初のきっかけになります。

○教育委員

経費の削減はなし、現行どおりやっていけるということは、それなりに市民のサービスについてもよいことになると共感できます。ただ、少しでも経費を削減できないかというところでメスを入れていくと考えるなら、このように考えます。土日祝日は閉館時間が普段と比べると早い。例えば、豊橋中央だと19時のところが、17時とか。まちなかのところもそうですね。例えば、土日祝日に50%利用されていちばん多いとなっています。土日とかは、次の日の用意のため早めに切り上げてもいいと考えるなら、ここは多少コンパクトにできると思いました。そうしてくださいという意味ではなくて、少しでも改善と言われたら、そういった方法があると思います。20時で終わるところが、三河の他の市であるかなと思って調べたのによると、豊田市の図書館が多分20時。でも、豊田市は10時からスタートしています。何が言いたいかというと、9時を10時スタートにすることはありなのかと。20時までやる魅力はすごくあると思いますが、10時から始めるというのも1つの方法だと思います。あと、20時に終わるのは、安城が新城と一緒にすよね。けれど、安城も土日は18時で、2時間早く終わっています。20時の終わりを残すとしたら、開始を少し遅くするというのも1つだと思います。それから、土日祝日の終わりをコンパクトにすることもできるかと。基本、土日はできるだけ家でゆっくりしてもらおうという考えもあると思いました。

○生涯共育課

はい。ありがとうございます。

○職務代理者

図書館の利用者アンケート結果を踏まえて考えられたことですので、また検討していただければ良いかと思います。

ウの行事・出来事2月、3月について、報告事項のある事務局のみお願いをいたします。

○学校給食課

すいません。12ページ、学校給食課、お願いします。

2月の24日、25日と学校の施設見学が入っております。鳳来中部小学校3年が2月24日、2月25日は、あすなろ教室の方々が施設見学と給食体験希望でお越しになります。お申込みがありました人数です

が、全員で26名で、うち保護者が7名で、児童生徒の方が11名で、センターのあすなろの職員が6名、設楽と東栄のちょっと児童か生徒か分かりませんが、お子さんがそれぞれ1名ずつお越しになって、施設見学と給食の体験をしていただくようになっております。以上です。

○職務代理者

ほかにございますか。

じゃあ全体を最後通して、委員の方、ご意見、ご質問ございますか。

○教育委員

先日、教育委員のほうの研修会で田原市のほうに行かせていただきまして、図書館を見学させていただきました。びっくりしました。もうすごいわくわく感が最高で、いろんな意味でちょっと羨ましいなと思ったんですが、あのまねはできないかもしれないんですけども、参考にできることはかなりあったんじゃないかと思います。ぜひ新城の図書館の方もちょっと一度見学をされて、何か吸収できるものがあれば、するといいと思います。ですから、経費削減でしたら、もう本当に切り詰めるでしたら休館日を設ける、夜を、短くなった分、中身を充実させるとか、そういった方向に持っていくというのも手だと思いますので。田原の図書館すごいなと。やっぱり図書館を見ると大体その市のレベルというか、ちょっとそういう感じも私はいたしましたので、それを参考にさせていただきたいと思います。

○教育委員

今日は、特に暑さ対策のことについて、いろいろな話がありました。特に教育長から校長先生方も大変忙しいので、なかなか意識を共有することが難しいところがあるので、しっかり共有していってもらいたいとありました。教育長が言われたことはそのとおりだと思います。校長先生方も市教委とよく情報を共有しながら、学校独自でやるよさも生かしつつ、新城市として、市立学校としてやっていかななくてはいけないということがあると思います。これは安井課長さんをお願いになるかもしれませんが、そういったことをうまく取りもっていただいて、校長会と連絡を密にしていけるといいかと思いました。教育委員会と校長会が両輪になって、新城の教育を進めていってほしいと思います。

○学校教育課長

承知しました。

○職務代理者

次回、教育委員会の定例会議は、3月18日水曜日開催を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、以上をもちまして令和8年2月の新城市教育委員会定例会議を終わります。

閉会 午後4時5分